

福岡県公報

令和 8 年 4 月 24 日
第 689 号

目 次

告 示 (第325号 - 第343号)

- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務厚生課) …………… 1
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務厚生課) …………… 2
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 2
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく
区域指定について (開発・盛土指導課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更
(保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 公金事務の委託に係る告示 (県土整備企画課) …………… 4
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 4
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) …………… 5
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) …………… 7
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更
(保護・援護課) …………… 10

- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更
(保護・援護課) …………… 11

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 12
- 地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の公表について
(人材活躍・労働総務課) …………… 12
- クリーニング業法に基づく研修の指定 (生活衛生課) …………… 13
- クリーニング業法に基づく講習の指定 (生活衛生課) …………… 13
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 14
- 一般競争入札の実施 (施 設 課) …………… 15
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 19
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 19

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 19

告 示

福岡県告示第325号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の

額（令和 7 年 8 月福岡県告示第504号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

「令和 7 年 8 月 1 日以後」を「令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に改める。

福岡県告示第326号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

条例第 9 条の 2 の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が186,050円を超えるときは、186,050円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。）。	月額90,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が92,980円を超えるときは、92,980円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受け	月額45,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する

た日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。）。	費用として支出された額）
---	--------------

福岡県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第328号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部開発・盛土指導課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市赤川地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市赤川、福童、上西鯨坂及び下西鯨坂の各一部

福岡県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大川居77	有料老人ホーム いこいの家	大川市大字道海島659-3	R8・3・6	特生、予特生
大川居78	有料老人ホーム いこいの家鐘ヶ江	大川市大字鐘ヶ江249-1	R8・3・6	特生、予特生

福岡県告示第330号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
春居174	ゆう訪問看護ステーション大野城	SOY訪問看護ステーション大野城	春日市春日公園七丁目71 原大ビルII 3号室	R8・1・7

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

大野介訪1	訪問看護ステーション百合の会	大野城市乙金東二丁目12-1	大野城市乙金東二丁目17-10	R7・7・28
春居150	平塚整形外科訪問看護ステーション	春日市下白水北三丁目82番地1	春日市小倉七丁目8番地	R8・4・1
田川居378	Lux(ルクス)訪問看護ステーション	田川郡福智町伊方2811	田川郡福智町伊方2764	R8・4・1
田居130	輝介護センター	田川市大字伊田2713-45	田川市大字伊田2004	R8・1・1
春居149	平塚整形外科ホームヘルパーステーション	春日市下白水北三丁目82番地1	春日市小倉七丁目8番地	R8・4・1
筑紫地支10	夢ヶアプランセンター	那珂川市王塚台二丁目267	那珂川市松木四丁目2-7	R3・1・1
田川居392	特別養護老人ホームそえだ	田川郡添田町大字添田1148番地の3	田川郡添田町大字庄1088-1	R7・12・1
田川居402	訪問介護春花	田川郡川崎町大字川崎712番地の15	田川郡添田町大字添田2992-14	R7・7・1

福岡県告示第331号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田居160	デイサービス永遠の家	田川市大字楠2156-1	R7・11・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳介薬 3	上町薬局	柳川市上町48	R 8 ・ 3 ・ 24
行居184	サンふくし訪問看護	行橋市南大橋一丁目 1 番25号	R 8 ・ 3 ・ 31
田居101	緑	田川市大字伊田2793- 1	R 8 ・ 2 ・ 28
田支60	ちくほう結ケアプランサービス	田川市大字楠2156- 1	R 8 ・ 3 ・ 31
田居193	デイサービスセンターあいあい田川	田川市大字楠2085-10	R 8 ・ 2 ・ 28
柳支 3	有限会社 久々原調剤薬局 居宅介護支援事業所	柳川市久々原70番地 2	R 2 ・ 3 ・ 31
柳支 9	第二敬和苑ケアプランセンター	柳川市大和町塩塚1378	R 8 ・ 3 ・ 31
大川支 2	福田病院ケア相談センター	大川市向島1717- 3	R 8 ・ 3 ・ 31

福岡県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 4 月 24 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	白 木 上辺春 線	八女市立花町上辺春1311番 3 先から 八女市立花町上辺春1307番 1 先まで

福岡県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

公益財団法人福岡県建設技術情報センター

(2) 住所又は事務所の所在地

糟屋郡篠栗町田中三丁目10番20号

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

福岡県建設技術情報センター条例（平成 7 年福岡県条例第29号）第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による使用料及び建設資材に関する各種試験の手数料

3 法第243条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県告示第334号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による次の届出に係る特定第 2 号漁業者の同意は、同法第108条第 2 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市福吉	永戸 優	糸島漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業
〃	梅本 博幸	旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	
糸島市福吉	火山 友喜	糸島漁業協同組合の地区のうち	小型船びき網漁業

〃	植崎 裕太	旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	
糸島市福吉 〃	阿部 達正 丸尾 敏和	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	小型特定漁業、小型一般漁業、総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって二双吾智網漁業以外の漁業並びに小型定置網漁業
糸島市志摩岐志 〃	古川 忠雄 吉村 弘幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区 (岐志新町加入区)	小型底びき網漁業、小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
糸島市志摩野北 〃	西崎 好喜 塚本 武広	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
北九州市若松区大字有毛 〃	網内 義則 川岡 正昭	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧岩屋漁業協同組合の地区 (岩屋加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業

福岡県告示第335号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した粕屋農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

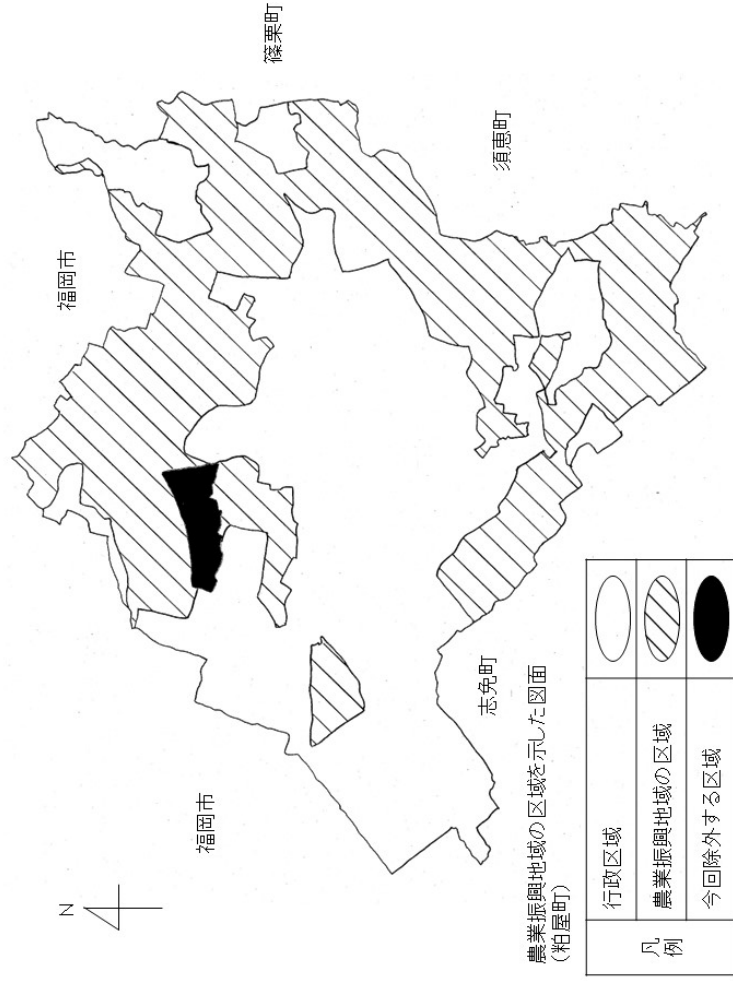
令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
粕屋地域

- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域



福岡県告示第336号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した那珂川農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

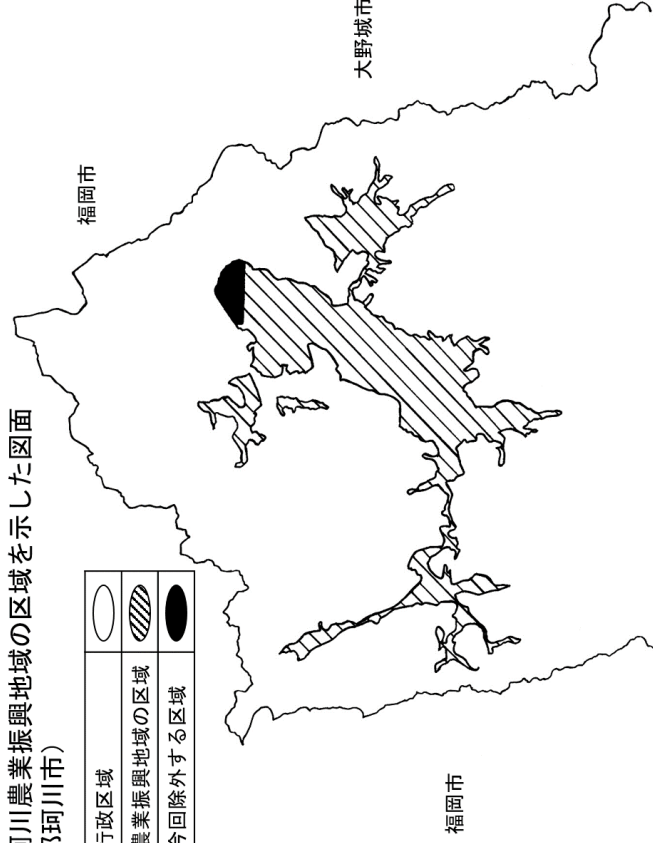
令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
那珂川地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

那珂川農業振興地域の区域を示した図面
(那珂川市)

行政区域	○
農業振興地域の区域	▨
今回除外する区域	●



福岡県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生435	はるのね内科ハートクリニック	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目7番18号	R 8 ・ 4 ・ 1
大野生164	大野城 ふくだ内科・内視鏡クリニック	大野城市牛頸三丁目2番5号	R 8 ・ 4 ・ 1
大野生165	鶴田クリニック大野城	大野城市白木原三丁目10-4 カノンエスト2階	R 8 ・ 4 ・ 1
筑紫生177	山脇皮膚泌尿器科医院	筑紫野市美しが丘南七丁目7-4	R 8 ・ 3 ・ 1
糸島地生140	まつおか前原内科	糸島市前原西四丁目5番28号	R 8 ・ 4 ・ 1
大生470	しろもと整形外科スポーツ・リハビリクリニック	大牟田市小浜町一丁目3-11	R 8 ・ 4 ・ 1
宗遠生35	なかぞのクリニック	遠賀郡遠賀町大字今古賀507番1	R 8 ・ 4 ・ 1
像生歯91	くりえいと歯科おおかわちクリニック	宗像市くりえいと三丁目3-1	R 8 ・ 3 ・ 1
筑紫生歯100	A z u l D e n t a l C l i n i c	筑紫野市二日市中央六丁目6-20	R 8 ・ 3 ・ 1
南筑後生歯14	あららぎ歯科医院	八女郡広川町大字久泉605番地5	R 8 ・ 3 ・ 1
柳生歯76	竹下歯科医院	柳川市本町33番地1	R 8 ・ 3 ・ 1
宗遠生歯13	あかさき歯科クリニック	遠賀郡遠賀町松の本一丁目1-1 ゆめタウン遠賀2F	R 8 ・ 3 ・ 1
行生歯103	行橋・いけなが総合歯科クリニック	行橋市大字矢留814-1	R 8 ・ 4 ・ 1

粕生薬222	さくら薬局粕屋ケヤキ通り店	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目605番5	R 8 ・ 4 ・ 1
粕生薬221	株式会社大賀薬局かすや在宅センター	糟屋郡志免町志免四丁目22番11号ゆずのきテラス202号室	R 8 ・ 4 ・ 1
大野生薬103	平野神社横ふくろう薬局	大野城市牛頸三丁目2-7	R 8 ・ 4 ・ 1
大生薬211	つむぐ薬局	大牟田市小浜町一丁目3番14	R 8 ・ 4 ・ 1
田川生薬66	かわさき薬局	田川郡川崎町大字川崎2435-5	R 8 ・ 4 ・ 1
飯生薬198	株式会社大賀薬局 新飯塚駅前店	飯塚市新飯塚5番28号	R 8 ・ 4 ・ 1
飯生薬199	タケシタ調剤薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚16-13	R 8 ・ 4 ・ 1
飯生薬200	アイン薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚16-14	R 8 ・ 4 ・ 1
飯生薬201	さくら薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚16-16	R 8 ・ 4 ・ 1
飯生薬197	あいあい薬局飯塚店	飯塚市徳前18-3-1階	R 8 ・ 3 ・ 1
宗遠生薬21	らら薬局今古賀店	遠賀郡遠賀町大字今古賀506-1	R 8 ・ 4 ・ 1
福津生訪14	りはなす訪問看護ステーション福津	福津市八並1539-5 SORAN ONE L号	R 8 ・ 3 ・ 1
像生訪16	訪問看護ステーションラディアムなかた	宗像市宮田二丁目9番1号	R 8 ・ 4 ・ 1
八女生訪12	毎日訪問看護ステーション	八女市本町553-2	R 6 ・ 6 ・ 1
柳生訪14	訪問看護ステーション六花RICCA	柳川市三橋町正行50-1 p e a c e 柳川3 1階	R 8 ・ 4 ・ 1
田川生訪40	ふくまる訪問看護ステーション	田川郡香春町大字鏡山453番地の5	R 8 ・ 4 ・ 1
田川生訪41	たんぽぽ訪問看護ステーション	田川郡大任町大字今任原582-1	R 8 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大生歯165	本多歯科医院	大牟田市三里町二丁目3-3	R 8・2・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生268	医療法人おかべ小児科クリニック	糟屋郡宇美町光正寺一丁目1-18	R 8・2・28
筑紫生84	山脇皮膚泌尿器科医院	筑紫野市美しが丘南七丁目7-4	R 8・2・28
糸島地生48	医療法人LOTUSしばの循環器クリニック	糸島市波多江駅北三丁目18-18	R 8・2・28
飯生212	さい医院	飯塚市菰田西二丁目1-21	R 5・7・12
飯生231	立神医院	飯塚市菰田東一丁目10-6	R 5・12・31
京生138	医療法人うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田903番地1	R 5・7・31
像生歯75	くりえいと歯科おおかわちクリニック	宗像市くりえいと三丁目3-1	R 8・2・28
筑紫生歯76	Azul Dental Clinic	筑紫野市二日市中央六丁目6-20	R 8・2・28
女生歯41	あららぎ歯科医院	八女郡広川町大字久泉字ヨツエ605-5	R 8・2・28
柳生歯40	竹下歯科医院	柳川市本町33-1	R 8・2・28
宗遠生歯12	あかさき歯科クリニック	遠賀郡遠賀町松の本一丁目1-1 ゆめタウン遠賀2F	R 8・2・28
京生歯48	本廣歯科医院	京都郡苅田町大字尾倉2-4-1	R 8・2・28
飯生菜167	あいあい薬局飯塚店	飯塚市徳前18-3-1階	R 8・2・28
柳生訪12	訪問看護ステーション マーベラス	柳川市三橋町高畑204-2 SEIBIL104	R 8・2・28

飯生訪34	訪問看護ステーションあいあい飯塚	飯塚市幸袋575-12	R 8・2・28
-------	------------------	-------------	----------

福岡県告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
古生歯86	日高歯科医院	古賀市天神五丁目3-1	R 8・3・31

福岡県告示第340号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生48	医療法人しばの循環器クリニック	医療法人LOTUSしばの循環器クリニック	糸島市波多江駅北三丁目18-18	R 7・12・23

み生22	医療法人藤内科	せたかクリニック内科 ・糖尿病内科	みやま市瀬高町太 神1334-1	R 8 ・ 1 ・ 26
春生訪21	ゆう訪問看護ステー ション大野城	S O Y 訪問看護ステー ション大野城	春日市春日公園七 丁目71 原大ビル II 3号室	R 8 ・ 1 ・ 7

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生353	おおしまこどもクリ ニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲 字七苦496番地2	糟屋郡篠栗町尾仲 一丁目4番33号	R 7 ・ 11 ・ 1
福津生66	菜の花診療所	福津市有弥の里二丁目 4番2号	福津市福間南一丁 目11番50号	R 8 ・ 3 ・ 1

福岡県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生マ 46	西川 一成 (Ke i r o w 筑 紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21- 8	R 8 ・ 3 ・ 27
田生柔88	藤川 雄太 (よねだ鍼灸整骨 院 田川院)	田川市大字伊田3606- 1	R 8 ・ 3 ・ 9
大川生は き13	田中 紀子 (あおば整骨院)	大川市大字道海島579- 1	R 8 ・ 3 ・ 18
筑紫生は き36	西川 一成 (Ke i r o w 筑 紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21- 8	R 8 ・ 3 ・ 27
春生はき 30	行武 智子 (T O M O S 鍼灸)	春日市千歳町三丁目1-105	R 8 ・ 3 ・ 12

福岡県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生柔81	久次 康司 (健心整骨院)	田川市大字伊田2713-44	R 8 ・ 3 ・ 1
筑生柔28	古川 和久 (はいぬづか整骨 院)	筑後市大字羽犬塚654- 1	R 8 ・ 3 ・ 31
行生柔42	橋口 蓮 (誠心堂整骨院 行 橋院)	行橋市西宮市一丁目8-13-101	R 8 ・ 3 ・ 1
嘉鞍生柔 4	原 裕樹 (ひなの整骨院)	嘉穂郡桂川町大字土師4187-10	R 8 ・ 3 ・ 20

福岡県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日

飯生柔 113	畠田 祐里（新飯塚中央整骨院） 飯塚市立岩1049-11	中尾 祐里（新飯塚中央整骨院） 飯塚市立岩1049-11	R3・7・29
------------	---------------------------------	---------------------------------	---------

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和8年2月27日北九州市告示第49号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和8年2月27日北九州市告示第50号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により大刀洗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画地区計画の決定（令和8年3月31日大刀洗町告示第13号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更（令和8年3月30日北九州市告示第84号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和8年3月30日北九州市告示第85号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画臨港地区の変更（令和8年3月30日北九州市告示第86号）

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県中間遠賀地域雇用開発計画及び福岡県福岡南地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県人材育成・活躍推進部人材活躍・労

働総務課において縦覧に供する。)

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 研修の開催年月日、受講方法及び受講場所

開催年月日	受講方法	受講場所
令和 8 年 5 月 1 日（金） 令和 9 年 3 月 31 日（水）	オンデマンド方式	自宅等におけるオンデマンド受講

- 研修の科目及び時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 時間（1 時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1 時間（1 時間）
洗濯物の処理 1 時間（1 時間）
繊維及び繊維製品 1 時間（1 時間）
注 1 研修終了後、レポートの提出あり
注 2（ ）は前回の受講から 3 年以内に受講した場合の時間数
- 受講料
5,000 円
- その他

主催者は、開催年月日等について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 講習の開催年月日、受講方法及び受講場所

開催年月日	受講方法	受講場所
令和 8 年 5 月 1 日（金） 令和 9 年 3 月 31 日（水）	オンデマンド方式	自宅等におけるオンデマンド受講

- 講習の科目及び時間数
法規及び公衆衛生 1 時間（1 時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1 時間（1 時間）
洗濯物の処理 1 時間（1 時間）
繊維及び繊維製品 1 時間（1 時間）
注 1 講習終了後、レポートの提出あり
注 2（ ）は前回の受講から 3 年以内に受講した場合の時間数
- 受講料
4,500 円
- その他
主催者は、開催年月日等について、該当者に、その都度事前に通知するものとする

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その 1）

福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その 2）

福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その 3）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年5月27日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
- ・福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その1）
 - ・福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その2）
 - ・福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その3）
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
令和8年6月30日から令和19年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（令和 7 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が 1 の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記 5 に掲げる者に令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）午後 5 時 00 分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3899

(F A X) 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(4) 福岡県内に本社又は営業所を有すること。

(5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 167 条の 4 に該当しない者

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟 4 階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3899（ダイヤルイン）

(F A X) 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）から令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 5 の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5 の部局とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）午前 10 時 00 分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁 4 階 教育総務部別室

(2) 日時

令和 8 年 6 月 19 日（金曜日）午後 2 時 30 分から順次

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者は、いずれかの案件において、落札者として決定された場合、原則としてその他の案件における当該落札者の入札は無効とする。

ただし、他に応札者がいない又は有効な応札がない場合に限り、当該落札者の入札を有効とし、13の(1)又は13の(2)により落札者を決定するものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ

ジ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) The name of a contract matter
 - ・ Leasing of air conditioning equipment for gymnasiums at Fukuoka Prefectural Schools (Part 1)
 - ・ Leasing of air conditioning equipment for gymnasiums at Fukuoka Prefectural Schools (Part 2)
 - ・ Leasing of air conditioning equipment for gymnasiums at Fukuoka Prefectural Schools (Part 3)
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 00 on June 18, 2026
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3899

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和 8 年 4 月 24 日粕屋町告示第17号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大板井字踊町881番 3 から881番16まで
- 2 発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目 7 番 6 号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 誠児

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町今福字城の下571番 1 及び571番 3 から571番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字草木字北の前293番地の 1
株式会社瀬口組
代表取締役 瀬口 直紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字安徳字チヨ704番1、704番3、704番4、706番5、706番7及び709番

1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市西隈一丁目1番1号
那珂川市長 武末 茂喜

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
（第五工区）田川郡糸田町川宮字風体ノ前1902番4、1902番5、1902番10、1902番12から1902番14まで、1911番1、1911番32、1911番39及び1911番42から1911番44まで並びに字道ノ下1905番1、1905番16及び1905番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川郡糸田町1975番地1
糸田町長 森下 博輝

公告

安武地区土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年4月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏 名	住 所
宮尾 好雄	築上郡築上町大字安武490

2 就任監事

氏 名	住 所
井道 万好	築上郡築上町大字安武509-2

監 査 委 員

監査公表第13号

令和7年6月13日付けで公表した、包括外部監査人諏訪原功一郎が実施した「観光に関連する事業に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月24日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

公印省略

8行マ第79号
令和8年4月7日

福岡県監査委員	塩川 正一 様
同	世利 洋介 様
同	森 行一 様
同	渡辺 美穂 様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和6年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

観光に関連する事業に関する財務事務の執行について

1 総合意見

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>【総合意見】 事業の成果指標について（観光政策課）</p> <p>事業の成果指標として、「延べ宿泊者数（日本人、外国人）」や「旅行消費単価（日本人、外国人）」が設定されている事業が非常に多くあるが、各個別の事業の内容に沿った成果指標を設定するのが望ましい。また、「旅行消費金額」についても全体的に成果指標として設定するのが望ましい。</p>	<p>事業の成果指標について、令和8年度体験・交流・滞在型観光資源開発事業には「JCGA認定サイクリングガイド数」を設定するなど、可能な限り各個別の事業内容に沿った成果指標や旅行消費金額を設定することとした。</p>

観光に関連する事業に関する財務事務の執行について

2 各論

観光関係団体育成費（観光局観光政策課）	監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>（意見1）事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について</p> <p>福岡県観光温泉地協会と福岡県観光土産品協会に連名で雇用されている事務局職員の人件費を両協会が折半して負担しているが、業務時間等は記録されおらず、実際に業務の割合が概ね50%ずつであることを示す文書は無かった。</p> <p>事務局職員人件費について、業務時間等の記録を行うこと等により、各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を保存することが望ましいが、実務上、業務時間の区分等が困難な場合には、関係する両協会の年間スケジュール等を参考にして予定業務時間の割合を出して、給与負担の割合を算出すること等も考えられる。</p>	<p>福岡県観光温泉地協会及び福岡県観光土産品協会に対し、事務局職員の両事務局での年間の業務量の割合・内容を確認の上、文書で整理し、県に対して各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を提出するよう指導した。</p>	
<p>（意見2）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県観光温泉地協会振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」との記載があるが、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿には、明確な科目の記載は無い。</p> <p>補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費から逸脱する使用はないと判断できたものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光温泉地協会を指導することが望ましい。</p>	<p>補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において、補助対象経費の科目の記載をするよう、福岡県観光温泉地協会に指導した。</p>	
<p>（意見3）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱によれば、「給料、旅費、委託料」等の補助対象経費の科目について記載されているが、補助事業精算書には、実施された事業名称の記載はあるものの補助対象経費の科目の記載が無い。このため、補助対象経費の把握ができず、補助金額確定に係る審査が実質的に不足している可能性がある。</p> <p>県においては、補助事業精算書において、補助対象経費の科目の記載を明記するよう、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して指導等を行うことが望ましい。</p>	<p>福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、補助事業精算書に補助対象経費の科目の記載を明記するよう指導した。</p>	
<p>（意見4）補助事業精算書における補助対象経費の記載について</p> <p>福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」との記載があるが、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿には、明確な科目の記載は無い。</p> <p>補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費から逸脱する使用はないと判断できたものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするよう、福岡県観光土産品協会を指導することが望ましい。</p>	<p>補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において、補助対象経費の科目の記載を明記するよう、福岡県観光土産品協会に対して指導した。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見5) 処分制限財産に係る検討について</p> <p>福岡県補助金等交付規則では、財産の処分の制限の規定があるが、福岡県観光土産品振興事業補助金における補助対象経費のうち備品購入費が処分制限財産に該当するかどうかは明確でない。</p> <p>県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>これまでの実績や見込みを踏まえ、今後は補助対象経費とする必要がないと判断したことから、当該交付要綱の補助対象経費となっている「備品購入費」を削除する要綱改正を行った。</p>
<p>(意見6) 補助事業精算書における支出証拠書類の審査について</p> <p>福岡県旅行業適正化事業補助金における補助事業精算書及び出納簿の内容の審査において、提出を受けた補助事業精算書及び出納簿の内容把握は行っているが、領収書やレシート等の支出証拠書類の確認は行っていないことであった。支出証拠書類の確認を行っていない以上、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを高めることになりかねない。</p> <p>県においては、支出証拠書類の提出を求めること等により慎重に審査を行うことが望ましい。なお、すべての支出証拠書類の審査を行うことは事務業務の煩雑性を招く可能性もあるため、必要に応じてサンプルベースで確認を行う等を併せて検討することが望ましい。</p>	<p>当該補助金の補助事業精算書及び出納簿の内容の審査において、支出証拠書類をサンプルベースで確認することとした。</p>
<p>観光振興事業費（観光局観光政策課）</p> <p>(意見7) 福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について</p> <p>福岡県観光推進協議会における起案文書において、同協議会としての起案ではなく、県観光振興課として起案がされていると考えられるものがあった。福岡県観光推進協議会は、任意団体として県等から負担金を受けて運営されており、県の業務と同協議会の業務は明確に区分すべきである。</p> <p>県においては、同協議会の業務と県の業務を混同することなく、起案文書においても明確に区分することが望ましい。</p>	<p>当該協議会の事務担当者に対し、任意団体の業務と県の業務を明確に区分するため、起案時には下記のとおり事務局を主とし、かつ書きで現在の所属等を記載するよう協議会として起案を行うよう指導した。</p> <p><記載例> ○契約締結同い →所属名 福岡県観光推進協議会事務局（観光政策課企画管理係） ○検査調査 →立会人 福岡県観光推進協議会 事務局員 福岡 一郎（公益社団法人福岡県観光連盟○○部 主任）</p>
<p>(意見8) 処分制限財産に係る検討について</p> <p>福岡県補助金等交付規則では、財産の処分の制限の規定があるが、福岡県観光事業推進対策費補助金における補助対象経費のうち備品購入費が処分制限財産に該当するかどうかは明確でない。</p> <p>県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>当該補助金交付要綱において、処分制限財産の規定を設ける要綱改正を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>外国人観光客受入環境整備事業費（観光局観光政策課、総務部県民情報広報課、総務部財産活用課）</p> <p>（意見9）委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務において、再委託に係る届出書において事前承認を得ており、その業務内容についても検討はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>
<p>（指摘1）文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明のまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。今後は、修正箇所にて重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによつて、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>
<p>（意見10）再委託先における保有個人情報情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先に保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。</p> <p>保有個人情報情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>
<p>（意見11）再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするところあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面）を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の誓約書の暴力団排除条項及び誓約書（標準例）を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>

監査の結果及び意見		講じた措置等
<p>体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（観光局観光振興課）</p> <p>（意見12）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>福岡県サイクルスタスタス整備等補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、福岡県サイクルスタスタス整備等補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の選付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。消費税を記載してしまう可能性がある。補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた。</p>	
<p>新たな観光地域づくり推進費（観光局観光振興課）</p> <p>（意見13）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の選付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた。</p>	
<p>テーマ別観光振興事業費（観光局観光振興課）</p> <p>（意見14）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて</p> <p>新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の選付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた（当該事業は、R7年度から新たな観光地域づくり推進事業に統合して実施した）。</p>	

監査の結果及び意見		講じた措置等
<p>日田彦山線沿線地域観光振興事業費（観光局観光振興課） （意見15）補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて 新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載があり、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では「ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。消費税の選付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、実際には交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われ、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。 補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考ええる。</p>	<p>申請者が誤った金額を記載しないようするため、交付要綱及び交付申請書から補助対象経費に係る消費税の取扱いに關する文言を削除し、実施要領において本補助金における消費税の取扱いを解りやすく示し、消費税額除外の例外となる事業者向けの説明内容をより充実させた（当該事業は、R7年度から新たな観光地域づくり推進事業に統合して実施した）。</p>	
<p>観光ビッグデータ旅行実態調査事業費（観光局観光政策課） （意見16）適切な予定価格の設定について 観光客の周遊等の状況に関する調査業務委託について、県は、前年度に実施された企画提案公募方式により選定された受託事業者と特命随意契約を行っている。本業務の契約締結における予定価格の作成に当たり、参考見積書を1者（株式会社よかネット）のみから入手して当該参考見積書の金額をそのまま積算根拠としている。県は、参考見積書の内容について実例価格等の妥当性を検討した文書は残しておらず、また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由を起案文書等に記載していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できなかつた。 福岡県財務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書化することが望ましい。</p>	<p>予定価格の作成時は、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討するため、他社からも参考見積書を入手することとした。なお、やむを得ず、1者のみから入手した参考見積書により予定価格を作成する場合はその理由を含め起案文書等に文書化することとした。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>宿泊事業者生産性向上支援事業費（観光局観光政策課） （意見17）県税の滞納状況の確認について</p> <p>補助金の交付対象者について、不適格要件として福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱第3条2項に列挙されている項目のうち、(1)～(3)の暴力団関係については、暴力団排除の誓約書により確認をすることになっているが、(4)県税に滞納があるものについては、確認する手続きがない状況である。補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加するなど、補助金の交付対象であることを積極的に確認すべきである。</p>	<p>当該補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加した。</p>
<p>（指摘2）福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について</p> <p>補助事業者から毎会計年度終了後、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書」を受領し、速やかに知事に提出する必要があるが、補助事業者から当該報告書を受領していないものが3件あった。知事が提出を求めた書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったときは、交付決定の取消しの対象となり、今後は、未提出の補助事業者に対しては提出の催促をし、それでも未提出の補助事業者に対しては、交付決定の取消しに該当するかどうかの検討を含め、適切に対応すべきである。</p>	<p>当該補助事業成果報告書未提出の補助事業者に対して、督促を行い、報告書を受領した。 令和7年度以降についても、実績報告時の現地確認の際に、補助事業者へ成果報告について説明を行い、提出を徹底するよう依頼することとした。</p>
<p>観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費（観光局観光政策課） （指摘3）文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。今後は、修正箇所にも重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（観光局観光振興課、観光局観光政策課、観光局観光広報課、総務部県民情報広報課、総務部財産活用課）（意見18）事務の精度について</p> <p>DC実行委員会事務における、「福岡・大分ゲストエキシネーションキャンペーン」に向けたバス施策専用Webページの制作・運営」業務委託の履行確認において、確認日、確認担当者が分かる記載が「支出負担行為決議書兼支出命令書」に記載されている。一方で、県の「会計事務チェックシート」においては、検査調査の欄に「検査を行う」とき、検査員以外の職員を立ち合わせているか（立会人の記載が必要）」との記載がある。つまり、複数人が関与する県の事務に比べると、DC実行委員会の事務は単独で行った簡略化した形となっている。DC実行委員会事務局は事務局長を含め県職員が中核となっており、県の負担金により運営されていることから、事務は県と同等の精度にて行うことが望ましい。</p>	<p>今後、同種の実行委員会事務局において類似の事業を実施する際には、検査を行うとき、検査員以外の職員を立ち合わせ、検査調査に記録することとした。</p>
<p>（指摘4）文書の内容の修正方法について</p> <p>決裁日の訂正が、もともと記載されていた日時に対して、手書きで上書きする方法で行われている事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認をすることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にて二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>
<p>（意見19）委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務については、業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(指摘5) 契約保証金の減免について</p> <p>県との業務委託契約を締結する際に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結していることを要件として契約保証金を納付させないことができない。当該要件を以って契約保証金を減免することについては、履行保証保険証券の原本の内容を確認したうえで慎重に判断されるべきであるが、保険契約の契約日、証券作成日等の確認が漏れていた事案があった。</p> <p>履行保証保険契約の締結をもって、契約保証金の減免を決定する際は、県を被保険者とする履行保証保険契約がされていることや契約日、契約期間等が要件を満たしているかどうかを委託先から入手した履行保証保険証券の原本により確認した後、業務委託契約を締結すべきである。</p>	<p>契約保証金等の手続きにおける履行保証保険証券等の書類確認について、書面で行うよう観光局職員全員を指導した。</p> <p>また、会計事務チェックシートの契約保証金減免のチェック項目として、「履行保証保険証券原本の提出」、「契約締結日以前の保険会社との履行保証保険契約締結」を追加し、担当者から課長までの各段階で確実にチェックを行うこととした。</p>
<p>(意見20) 再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。</p> <p>保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについては、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する(確認した旨を書面で残すべき)のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>
<p>(意見21) 再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書(以下、誓約書)を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするところであり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認(出来るならば書面で)を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の契約書の暴力団排除条項及び誓約書(標準例)を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>
<p>(指摘6) MeaSを活用した周遊促進に係る不在代決について</p> <p>課長および課長補佐の承認がなく、係長による不在代決となっている決裁があった。決裁権者が不在で、かつ、緊急やむを得ないときのみ、係長による不在代決が認められているが、当該起案書では、緊急やむを得ないときであるという記録が全くなく、ヒアリングやそのほかの資料でも確認もできなかつた。不在代決は、決裁時点で「決裁権者が不在」というだけでは利用できない。</p> <p>今後は、緊急やむを得ない場合を除き、適切な決裁者による承認を実施すべきである。</p>	<p>事務決裁規程に基づく不在代決について、観光局職員全員を指導した。今後、緊急やむを得ず不在代決する場合は、その状況について、起案に明記することを徹底した。</p>

監査の結果及び意見		講じた措置等
<p>インバウンド観光再興事業（観光局観光政策課） (意見22) 委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について</p> <p>委託業務においては、県が書面による承認を行った場合に、例外的にその一部を再委託することが可能となる。本事業に係る再委託業務については、業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。</p> <p>また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。</p>	<p>委託契約において、委託先から外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の業務範囲を含めた内容及び必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。</p>	
<p>(指摘7) 文書の内容の修正方法について</p> <p>修正テープにて決裁日を修正している事実があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。本事業のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認をすることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>今後は、修正箇所にて二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。</p>	<p>文書管理規程の遵守を徹底し、決裁後、文書に加筆・修正の必要が生じたときは、その内容・理由・箇所等について、必ず決裁を得るよう観光局職員全員を指導した。</p>	
<p>(意見23) 再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について</p> <p>再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。</p> <p>保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に関する責任の所在を明らかにすべきである。</p> <p>個人情報チェックリストを委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましい。</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>さらに、同通知において、上記取扱を含む保有個人情報の取扱を伴う業務委託の事務処理の実施状況について確認及び報告を求め、適切に行われていない所属には改善指導を行った。</p> <p>また、個人情報保護担当研修等の職員研修資料に同通知と同様の内容を反映した上で、研修を実施した。今後も適切な事務処理が継続的に行われるよう指導していく。</p>	
<p>(意見24) 再委託先の暴力団排除の誓約書について</p> <p>委託先については、暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。契約事務の担当課による依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっている。</p> <p>再委託先に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面）を行うのが望ましい。</p>	<p>再委託先の暴力団排除については、再委託先から委託先への誓約書の提出を求めることとし、県は再委託承認にあたり委託先が暴力団排除に係る誓約書を入手しているか確認することとした。</p> <p>現在の契約書の暴力団排除条項及び誓約書（標準例）を改正し、令和8年度の委託契約から適用することとした。</p>	